

「びわ湖の日」環境美化活動の実施について



滋賀県東近江環境事務所

1. 趣旨

滋賀県では、7月1日を「びわ湖の日」と定めるとともに、「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（クリーン条例）」で「環境美化の日」と定めており、この日を中心に「びわ湖を美しくする運動」が県、市町および美しい湖国をつくる会の提唱により、県内各地で多くの県民の皆さんの参加のもと実施されます。

今年度は、東近江地区では県民および事業者・団体の皆さんと協働して環境美化活動等を以下のとおり実施します。

2. 日時

令和5年6月30日（金）

受付：午前9時00分から午前9時30分まで

開会式：午前9時30分から午前9時45分まで

清掃活動：午前9時45分から午前10時30分まで

（11時までに回収したごみを回収場所に持ってきてください。）

※荒天中止

中止・決行は8:00に決定します。中止の場合、県HP（下記の確認QRコードもしくはHPリンクにて発表しますので御確認ください。

HPリンク

[東近江環境事務所 | 滋賀県ホームページ \(shiga.lg.jp\)](http://shiga.lg.jp)

なお、電話でのお問い合わせは、当日、朝8時以降に
東近江環境事務所 TEL: 0748-22-7759 にお願ひします。

確認QRコード



3. 受付場所および清掃場所

○受付場所：近江八幡市立運動公園（近江八幡市津田町）駐車場

○清掃場所：A. 湖周道路 長命寺橋（信号 長命寺町）～舩場大橋（信号 湖岸白鳥川）
B. 長命寺川左岸道路 長命寺橋～北津田大橋

4. 参加申込み

メール、FAX（別紙）またはしがネット受付サービス（右下のQRコードを読み取ってください）により、事前に申し込みを行ってください。

団体で参加される場合は、代表者でとりまとめ申し込みを行ってください。

※申込の締切は6月27日（火）の12:00です。



5. 清掃活動の内容・方法

清掃場所に散在する空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻、プラスチック類等の散在性ごみを回収します。落ち葉、倒木、魚の死がいなどの自然のもの、タイヤなどの不法投棄は回収しないでください。

火ばさみは受付場所に返却し、回収したごみは回収場所に置いていただき、自由解散となります。

6. その他

○清掃用具（火ばさみ、分別用ごみ袋、軍手）は、東近江環境事務所で準備します。

○車で参加される方は、できるだけ乗り合わせて、御参加ください。

○作業中、集合場所への移動途中の交通事故や、作業時の事故等には、十分注意して下さい。

○気温が高くなることが予想されますので、熱中症対策（帽子の着用、水分補給等）を十分行ってください。

デジタル地域通貨”ピワコ”がもらえます！



滋賀県では、デジタル地域コミュニティ通貨“ピワコ”を導入しています。集めた“ピワコ”は、オリジナルグッズをもらう、滋賀の歴史を教えてもらうなどの様々な特典に使うことができます。

今回の清掃活動に参加された方は、500ピワコがもらえます。ぜひ、この機会に皆様もご参加ください！

アプリダウンロードはこちらから

App Store



Google Play

